

## 大垣市体育連盟有料広告掲載要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、公益財団法人大垣市体育連盟（以下「当連盟」という。）が定款第4条に定める目的達成のため、当連盟が保有する物品及び印刷物等に掲載する有料の広告の取扱いに關して必要な事項を定めるものとする。

### （広告掲載の種類）

第2条 広告を掲載できるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 当連盟のホームページ
- (2) 当連盟が発行する刊行物、印刷物
- (3) 当連盟の保有する備品等

### （掲載の範囲）

第3条 広告媒体に掲載する広告は、当連盟の品位、公共性及び公益性を妨げないものであって、次の各号のいずれかに該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又は違反するおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又は反するおそれのあるもの
- (3) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの
- (5) 人権侵害、差別若しくは名誉き損となるもの又はその恐れのあるもの
- (6) 誇大表示又は不当表示その他表現方法等が不適切なもの
- (7) そのほか広告媒体に掲載する広告として当連盟が不適當と認めるもの

### （広告掲載に係る経費の負担等）

第4条 広告原稿の作成及び作成に要する経費は、原則広告掲載希望者（以下「広告主」という。）が負担し、会長が指定する期日までに提出するものとする。

2 当連盟が作成又は発行した広告媒体に掲載された広告を、翌期も掲載する場合は、前項の規定に関わらず、原稿の提出を省略することができる。

### （広告掲載料の納付）

第5条 広告掲載料は、原則として広告媒体への広告掲載後、当連盟が発行する請求書に従い納付するものとする。

### （申込者の責任）

第6条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

### （委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、広告掲載の実施に關して必要な事項は、会長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年 1月 1日から施行する。